



セミナー後には、日中双方の関係者が集まって、2019年度の活動計画についての打ち合わせが行われた。




かなり厳しく、充実した内容になった食品安全法、環境保護法、大気汚染防止法。解説書にも日本法の知見が生かされている。



セミナーでは中国側から日本の法律の趣旨や背景について、踏み込んだ質問が出た。

**白出博之(しらで・ひろゆき)さん**  
1995年、弁護士として大阪市内の法律事務所に所属。2005～10年、姫路独協大学法学部特別教授。JICAおよび日弁連による専門家公募手続を経て11～13年、14年～現在まで中国・北京市にJICA長期専門家として赴任し、中国での法制度整備支援に携わる。



働いたら給料がもらえる、自分の財産を不当に奪われない、自分の意思で結婚・離婚できる、問題が起きたら裁判所に助けを求められる……。そのためには、人々のさまざまな権利を保障する法律が存在し、それらが正しく使われ裁判所がきちんと問題を解決する社会が必要だ。しかし、それがまだ実現していない国が多くある。法制度整備は、すべての人々の日々の生活に直結する。法的な基盤が不十分なところでは、公正なビジネス環境の下での質の高い経済成長も期待できない。

「本邦研修、また北京で行う現地セミナーのための専門家の派遣などでは、日本の第一線で活躍されている法律分野の先生方がプロフェッショナルとして情熱的に、かついいねいに対応されている点に日本らしさを感じます」と白出さん。「中国の環境問題に対応する法律改正では、環境省や公害の被害者団体などに協力いただきました。そこでは日本が成功した例だけでなく、うまくいかなかった経験やさらなる改善を要する点など多角的なアドバイスをいただきました」。こうして改正された中国の環境保護法、大気汚染防止法および食品安全法は、史上最

も厳格な牙を持った法律」とも称される内容を含んでいる。たとえば大気汚染防止法ではスモッグ対策に重点的に取り組み、汚染を発生させた企業への処罰が厳しくなった。白出さんも「個人的な実感ですが、数年前に比べて北京の空気はきれいになっています」という。

「子した民主的・科学的・合理的な法制度を整備するために協力できることはたくさんあります」。JICAによる法制度整備支援の根底にあるのは、相手国の主体性を尊重しながら、日本の法律や司法の専門機関や専門家の協力を得て行うという考え方。日本は、明治維新以降、外国人専門家の協力を得、試行錯誤をくり返しながら外国の法律を自分たちの社会や文化、既存の制度に合うように取り入れ、発展させてきた。その経験や知見が生きたる支援こそが、日本らしさなのだ。

**日中双方に利益となる法制度整備**

「日本式」  
**法整備**



4月に北京で行われた日中特許法現地セミナー。日中あわせて約30人が集まった。




**安心して豊かな暮らしを**

私たちが安心して自由に暮らし、国が豊かになるために必要な法律。しかし途上国では法律の整備が遅れていたり、法律はあっても正しく運用されないことも少なくない。そんな途上国の課題に対応するため、JICAは1990年代から法制度整備への協力を行っている。


**案件名** 市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト (2014年6月～2020年6月)

1999年、憲法改正で「依法治国(法に基づき国を統治する)」という文言が追加され、法整備への気運が高まる。JICAでは2004年から6つのプロジェクトで法整備に協力してきた。

People's Republic of China  
  
**中国**

国名: 中華人民共和国
首都: 北京
通貨: 元
人口: 約13.9億人
公用語: 漢語(中国語)

1999年、憲法改正で「依法治国(法に基づき国を統治する)」という文言が追加され、法整備への気運が高まる。JICAでは2004年から6つのプロジェクトで法整備に協力してきた。



**いまでも必要とされる中国での法制度整備支援**

1978年以後の改革開放政策で急激に経済成長・社会発展を遂げ、2001年に世界貿易機関(WTO)に加盟した中国では、急速な社会の変化と経済発展に対応する基本的な社会基盤として、国際基準に沿った法整備が急務とされていた。そこでJICAは中国からの要請を受け、商務部をカウンターパートに優先度の高い経済法と企業法の整備支援を04年からスタート。07年から今に至るまで、中国の国会に相当する全国人民代表大会の中で法律案の起草・研究を担当する常務委員会法制工作委员会と他の法律についても継続的な協力を行ってきた。

しかし、中国はGDPが世界第2位になり経済成長が続く。経済や社会の基盤となる法律は、すでにある程度整備されてきたのではないかと。なぜ今も法制度整備支援が必要なのか。そんな疑問に、長期専門家として北京に赴任している白出博之さんは次のように答える。「今、日本には約2000の法律がありますが、中国で全人代およびその常務委員会が制定した法律は、まだ270ほど。経済や社会の変化に対応するための新たな法律の制定と改正は依然として必要です。中国の国情にマッ